

臨時会第1号議案

春日市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年1月30日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)の施行に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等に係る手数料の額を定めるとともに、その他所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市手数料条例の一部を改正する条例

春日市手数料条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	次項に掲げるもの 以外のもの
	戸籍に記録されている事項の全部又は戸籍に記録されている者のうちの一部のものについて記録されている事項の全部を証明した書面の交付(多機能端末機による交付に限る。)

」

を

「

戸籍の謄本若しくは抄本の交付 又は戸籍証明書の交付	次項に掲げるもの 以外のもの
	戸籍証明書の交付 (多機能端末機による交付に限る。)

」

に、

「

除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付

」

を

「

除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書

の交付

」

に、

「

除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件につき	450円
-------------------------	-------	------

」

を

「

除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件につき	450円
-------------------------	-------	------

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若	1件につき	400円
--	-------	------

<p>しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>1件につき 700円</p>

」

に、

「

<p>戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届書その他の書類に記載した事項の証明書の交付</p>
<p>戸籍の届書その他の書類の閲覧</p>

」

を

「

<p>戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他の書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付</p>
--

戸籍の届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。